

緊急事態宣言の発出を受け首都圏で 対面授業レベル変更

学長 木村 哲

本学では感染状況を評価して、10月15日から対面授業レベルをレベル1に緩和しております。しかし昨年末から「感染が拡大していると思われる(東京都)」状況が続いており、緊急事態宣言が再び発出されました。現況を副学長・学校医から説明します。

現在の感染状況について

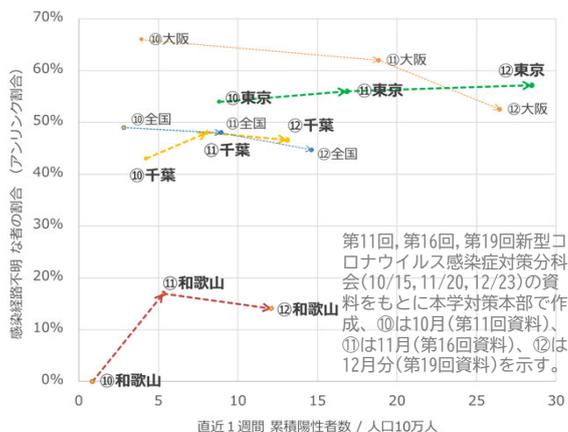
副学長・学校医 石原 照夫
現在の状況をどのように理解すればいいか、ポイントを教えてください。

石原学校医・緊急事態宣言の再発出にあたって最も重視された指標は「人口10万人あたりの1週間の新規陽性者数」です。本学でも昨年から重視しています。が、今月に入り**東京54人、千葉26人、和歌山21人**(一月6日現在)と急増しました。緊急事態宣言の解除には、25人(東京都では5百人/日)を下回る必要があります。

1ヶ月以上かかる見込みです。感染者が増える中で、学生の感染リスクはどのように考えればよいでしょうか。この「1週間の感染者数」の見て、東京都では20代だけで約3割を占めており、突出しています。更に「PCR陽性率」も、13%程度と12月の倍近くに上昇しています。これらの値から、かなり市中感染が進んでいると考えられます。

この状況を受けて、本学では対面授業レベルの変更を決定しました。登校は**週2回午後のみ**を上限に対面授業を継続しますが、通学が困難等で**登校自粛を希望する学生はその選択も可能**です。大学としては、感染対策を強化しつつ、学修機会の確保も続けて参ります。

昨年4〜5月と異なり今回の緊急事態宣言では、飲食に伴う感染防止に重点が置かれていません。このため学内での昼食も不可としますが、学外でも学生同士の会食は当面の間は避けてください。力を合わせて感染を防いでいきましょう。



日常生活における感染対策

～東京都感染拡大防止アドバイザー活動を通じて～

医療保健学部看護学科教授 渡會 睦子



以前から東京都福祉保健局の委託を受け、感染症対策のリーフレット作成などを支援してきました。その関係もあり、新型コロナウイルス感染症の流行がみられた当初より都の「帰国者・接触者電話相談センター」で夜間・休日の電話相談にあたりました。その後、東京都総務局が進めている「東京都感染拡大防止アドバイザー」への参加を要請され、本学から9名の教員がアドバイザーとして委嘱されることになりました。東京都では、飲食店をはじめ各事業所にチェックリストに基づく自主的な感染対策を求め、その項目をすべて満たした事業所に「虹のマーク(右上図)」を交付しています。これらの事業所に実際に訪問

【緊急事態宣言に伴う授業運営】

- 遠隔授業とともに、週2回※(午後のみ)の範囲で対面授業も継続します。
※国家試験の模擬試験や少人数での補習等は、この限りではありません。
- 通学が困難な場合は登校を自粛することも認め、可能な範囲で在宅での学修を支援します。
- 実習については、実習先との協議によります。
- 定期試験は例年通り対面形式も実施しますので、日程等は後日連絡します。

詳細は各学部・学科からの案内を参照してください。感染状況により、この授業運営は随時見直します。

【飲食店でのアドバイス例】

新型コロナウイルス感染症は飛沫を通じた感染です。咳やくしゃみが直接体内に入って感染するだけでなく、**飛沫に触れた手で口などの粘膜を触って感染する場面**も多くあります。とくに寒く乾燥していると粘膜が傷つきやすくウイルスが侵入しやすくなります。マスク着用の必要性はよく知られていますが、これらの感染経路について理解を深めてもらい、手を洗う前に眼や鼻に触れたりしないよう注意しましょう。

更に**3密の回避**や施設の清掃・消毒などを東京都のチェックシートに基づいて確認し助言を行っています。こうした訪問結果のデータを蓄積し、その分析結果を活かしていくことも重要な任務です。各業種の特徴に合った感染対策を進める上でも、これらの分析に高い期待が寄せられています。これらの活動は、本学の学生が地域看護の多彩な活動を学ぶ上でも有意義だと考えております。